

三重県内の最低賃金

時間額 **933** 円

(令和4年10月1日発効)

公共工事設計労務単価(公共工事関係基準日額)

- 1 公共工事設計労務単価は、公共工事の工事費の積算に用いるためのものである。
- 2 本単価は、所定労働時間内8時間当たりの単価である。
- 3 時間外、休日及び深夜の労働についての割増賃金、各職種の通常の作業条件または作業内容を超えた労働に対する手当等は含まれていない。
- 4 本単価は労働者に支払われる賃金に係るものであり、現場管理費(法定福利費(事業主負担分)、研修訓練等に要する費用等)及び一般管理費等の諸経費は含まれていない。(例えば、交通誘導警備員の単価については、警備会社に必要な諸経費は含まれていない。)
- 5 法定福利費(事業主負担分)、研修訓練等に要する費用等は、積算上、現場管理費等に含まれている。

職 種		単価(円)	職 種		単価(円)
1	特殊作業員	23,100	27	普通船員	23,100
2	普通作業員	19,900	28	潜水士	44,200
3	軽作業員	15,000	29	潜水連絡員	27,600
4	造園工	23,000	30	潜水送気員	25,000
5	法面工	28,600	31	山林砂防工	29,400
6	とび工	28,000	32	軌道工	42,800
7	石工		33	型わく工	26,000
8	ブロック工		34	大工	28,200
9	電工	22,300	35	左官	25,400
10	鉄筋工	26,300	36	配管工	22,800
11	鉄骨工	27,500	37	はつり工	26,000
12	塗装工	27,300	38	防水工	27,000
13	溶接工	28,500	39	板金工	28,500
14	運転手(特殊)	23,800	40	タイル工	
15	運転手(一般)	21,300	41	サッシ工	28,300
16	潜かん工	33,800	42	屋根ふき工	
17	潜かん世話役	40,100	43	内装工	29,700
18	さく岩工	30,300	44	ガラス工	26,900
19	トンネル特殊工	37,500	45	建具工	
20	トンネル作業員	26,500	46	ダクト工	22,800
21	トンネル世話役	39,600	47	保温工	25,800
22	橋りょう特殊工	29,800	48	建築ブロック工	
23	橋りょう塗装工	34,100	49	設備機械工	25,400
24	橋りょう世話役	37,400	50	交通誘導員A	15,500
25	土木一般世話役	25,000	51	交通誘導員B	13,200
26	高級船員	29,200	(令和4年3月1日現在)		